

用語の定義	該当 条文	法第2条
商品として自動車を収納した立体駐車機械装置・自動車ショールームの取扱い		
□ 内 容 商品として自動車を収納するための立体駐車機械装置・自動車ショールームは駐車場として扱うのか。		
□ 取 扱 1. 原則は駐車場として扱う。ただし、次の要件を満たす場合は倉庫として扱う場合がある。 ① 自走できない。(ガソリンを入れてない。) ② 自動車のナンバープレートが無い。 倉庫として扱った場合、容積率等の緩和はない。 2. 商品として展示販売する自動車ショールームは、店舗として扱う。 3. 具体例により判断する。		
□関連資料 中古車展示場（S.39 住指発第8号）		